2　変電所又は開閉所は、通常の使用状態において、当該施設からの電磁誘導作用により人の健康に影響を及ぼすおそれがないよう、当該施設の付近において、人によって占められる空間に相当する空間の磁束密度の平均値が、商用周波数において二百マイクロテスラ以下になるように施設しなければならない。ただし、田畑、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物については、なお従前の例による。

○経済産業省令第十六号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十四条第一項の規定に基づき、電気事業会計規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

経済産業大臣　海江田万里

電気事業会計規則の一部を改正する省令

電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一(2)の表中

「	他社販売電力料	一般電気事業者にあつては、自社の行う一般電気事業の用に供するための電気の受給契約を約している卸電気事業者、補完供給契約を約している特定電気事業者、特定規模電気事業者及び電力の取引市場の開設・運営を目的とする事業を行う法人（以下「電力卸仲介業者」という。）に対して販売した電気の料金並びに一般電気事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金の未収分を整理し、卸電気事業者にあつては、一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者及び電力卸仲介業者に対して販売した電気の料金、事業者又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金及び一般電気事業者との間で締結した契約（以下「他社原子力発電再処理等準備契約」という。）によつて支払われる原子力発電再処理等準備費用に係る金額の未収分を整理する。 」	を
「	他社販売電力料	一般電気事業者にあつては、卸供給事業者に対して販売した電気（電気事業者以外の者に対する供給の用に供するための電気に限る。）の料金、特定電気事業者に対して販売した電気（特定電気事業の用に供するための電気に限る。）の料金、特定規模電気事業者に対して販売した電気の料金（接続供給託送収益に整理されているものを除く。）、他の一般電気事業者に対して販売した電気の料金（振替供給契約又は接続供給契約に基づくものに限る。）及び電力の取引市場の開設・運営を目的とする事業を行う法人（以下「電力卸仲介業者」という。）に対して販売した電気の料金並びに一般電気事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金の未収分を整理し、卸電気事業者にあつては、一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者及び電力卸仲介業者に対して販売した電気の料金、事業者又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金及び一般電気事業者との間で締結した契約（以下「他社原子力発電再処理等準備契約」という。）によつて支払われる原子力発電再処理等準備費用に係る金額の未収分を整理する。 」	に改める。

別表第一(9)の表中

「	他社販売電力料	一般電気事業者にあつては、自社の行う一般電気事業の用に供するための電気の受給契約を約している卸電気事業者、補完供給契約を約している特定電気事業者、特定規模電気事業者及び電力卸仲介業者に対して販売した電気の料金並びに一般電気事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金を整理し、卸電気事業者にあつては、一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者及び電力卸仲介業者に対して販売した電気の料金、事業者又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金及び他社原子力発電再処理等準備契約によつて支払われた原子力発電再処理等準備費用に係る金額を「他社販売電源料」、「他社販売送電料」及び「卸使用済燃料再処理等準備料」に区分して整理する。ただし、「他社販売電源料」及び「他社販売送電料」に区分し難いものは、「他社販売電源料」に整理することができる。
	他社販売電源料	一般電気事業者にあつては、自社の行う一般電気事業の用に供するための電気の受給契約を約している卸電気事業者、補完供給契約を約している特定電気事業者、特定規模電気事業者及び電力卸仲介業者に対して販売した電気の料金のうち電源に係る料金並びに一般電気事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金を整理し、卸電気事業者にあつては、一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者及び電力卸仲介業者に対して販売した電気の料金及び事業者又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金を整理する。
	他社販売送電料	一般電気事業者にあつては、自社の行う一般電気事業の用に供するための電気の受給契約を約している卸電気事業者、補完供給契約を約している特定電気事業者及び特定規模電気事業者に対して販売した電気の料金のうち送電に係る料金を整理する。 」

を

「 他社販売電力料 | 他社販売電力料 | 一般電気事業者にあつては、卸供給事業者に対して販売した電気（電気事業者以外の者に対する供給の用に供するための電気に限る。）の料金、特定電気事業者に対して販売した電気（特定電気事業の用に供するための電気に限る。）の料金、特定規模電気事業者に対して販売した電気の料金（接続供給託送収益に整理されているものを除く。）、他の一般電気事業者に対して販売した電気の料金（振替供給契約又は接続供給契約に基づくものに限る。）及び電力卸仲介業者に対して販売した電気の料金並びに一般電気事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金を整理し、卸電気事業者にあつては、一般電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者及び電力卸仲介業者に対して販売した電気の料金、事業者又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金及び他社原子力発電再処理等準備契約によつて支払われた原子力発電再処理等準備費用に係る金額を「他社販売電源料」、「他社販売送電料」及び「卸使用済燃料再処理等準備料」に区分して整理する。ただし、「他社販売電源料」及び「他社販売送電料」に区分し難いものは、「他社販売電源料」に整理することができる。 |
| | 他社販売電源料 | 一般電気事業者にあつては、卸供給事業者に対して販売した電気（電気事業者以外の者に対する供給の用に供するための電気に限る。）の料金、特定電気事業者に対して販売した電気（特定電気事業の用に供するための電気に限る。）の料金、特定規模電気事業者に対して販売した電気の料金（接続供給託送収益に整理されているものを除く。）、他の一般電気事業者に対 |

に改める。